

福山市有害鳥獣被害対策地域活動支援事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体等が地域ぐるみで実施する有害鳥獣被害対策事業（福山市猪大規模防護柵設置事業実施要綱及び福山市猪捕獲用箱わな設置事業実施要綱に基づく事業を除く。）に対して市が予算の範囲内で補助金を交付し、有害鳥獣が近付きにくい地域づくりを推進し、農作物等の被害を低減することを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、原則10戸以上で組織され、代表者の定めがあり組織及び運営に関する規約がある自治会等の地域団体（以下「実施団体」という。）とする。

(事業実施区域)

第3条 事業実施区域は、福山市全域とする。

(補助事業)

第4条 この要綱に基づき交付する補助金の対象事業、対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(事業期間)

第5条 前条に規定する補助事業は、単年度で完了するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、3年度を限度に継続して実施することができる。

(補助金の交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする実施団体は、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）第4条の規定により手続を行うものとする。

2 規則第4条各号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金計画書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類等の審査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の額は、1実施団体当たり1年度につき20万円を限度とする。

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 実施団体は、事業期間の中途において、事業実績に応じて補助金の中間払いを請求することができる。この場合において、次条の規定に準じて実績報告を行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた実施団体は、事業実施後、次に掲げる書類等を提出し、事業報告を行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業成績書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業に係る領収書の写し
- (5) 事業実施の記録書及び写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(帳簿の備付け)

第9条 実施団体は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備付け、証拠書類とともに整備し、事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

別表

対象事業	対象経費	補助率
①里地・里山放牧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤギの購入費 ・小屋の材料費 ・飼育研修費 ・傷害保険料（飼育小屋作製時） ・当初必要な消耗品 	2 / 3
②耕作放棄地等草刈事業	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈機等借上料 ・燃料費 ・替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料 	
③山際草木伐採・枝払い事業	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈機，チェーンソー等借上料 ・燃料費 ・替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料 	
④放置果実・野菜残渣・未収穫 野菜除去事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等借上料 ・燃料費 ・処分費（必要な場合） ・消耗品 ・傷害保険料 	
⑤放置果樹伐採事業	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソー等借上料 ・燃料費 ・替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料 	
⑥先進地視察事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車両借上料 ・講師謝金 ・記録費 ・消耗品 	
⑦研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金又は受講料 ・印刷，消耗品費 ・記録費 	
⑧狩猟（わな）免許取得事業	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料 ・教材費 	
⑨稲の二番穂・青葉の除去事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耕運機，草刈機借上料 ・燃料費 ・替刃代 	

⑩鳥獣追払い事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害保険料 ・ 追払い器具（購入費，材料費） ・ 追払い活動経費（賃金，傷害保険料） 	2 / 3
⑪箱わな維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ えさ代 ・ 修繕費 	
⑫その他市長が認めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が認めた経費 	

注1 ①，②，③，④，⑤，⑨，⑩，⑫ の事業については，事業実施に当たり土地所有者等関係者の同意を得ること。

注2 作業時の飲物代は，対象経費とする。

注3 作業員賃金等の人件費については，専門的技術を要する作業や実施団体の人員では不足する作業など，必要な場合に限り対象経費とする。

注4 対象経費については，福山市里山里地地域支援事業，福山市狩猟免許取得費等補助事業及び福山市耕作放棄地対策事業（地産地消推進課）の補助金申請における重複計上は認められない。